

路上喫煙・ポイ捨て やめましょう！

市では「朝霞市路上喫煙の防止に関する条例」および「朝霞市ポイ捨ての防止に関する条例」により、次の行為をしないよう規定されています。

路上喫煙の禁止

駅周辺などの人込みの中での喫煙は煙の害や他人にやけどを負わせるなど非常に危険です

ポイ捨ての禁止

屋外で発生した空き缶、空きびんなどは持ち帰るか回収容器に捨てましょう

ペットのふん置き去り禁止

ペットを散歩する場合はふんの後始末をするための道具を携帯し、ふんは必ず持ち帰りましょう

路上での喫煙は、たばこの火によるやけどなど特に小さな子どもや車椅子の方にとって大変危険です。また、ペットのふんの置き去りや空き缶などのポイ捨ては町を汚します。

市では「環境美化推進員」の皆さんによる環境美化パトロール、啓発看板の設置、駅前での清掃活動およびキャンペーン活動等を実施し、散乱ごみのない住みよいきれいな町を目指しています。

ポイ捨ての問題は個人のモラルの問題とも言えますが、市民・事業者・行政それぞれが自分たちの問題としてとらえ、お互いの協力や責任を果たすことが解決の第一歩となりますので、今後ともご協力をお願いします。

問い合わせ／環境保全課 内線2262 ☎048-463-1504（直通）



地区の詳細

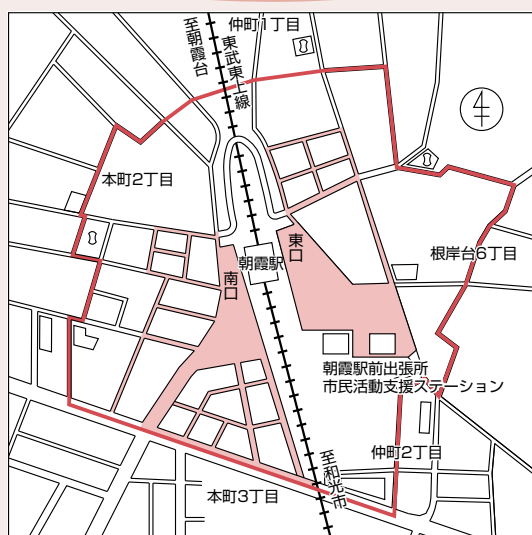
環境美化推進地区



路上喫煙禁止地区



朝霞駅周辺地区



北朝霞・朝霞台駅周辺地区

